

令和3年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

令和4年8月

尼崎市監査委員

尼 監 報 告 第 6 号

令 和 4 年 8 月 22 日

尼 崎 市 長

稲 村 和 美 様

尼崎市監査委員 村 上 卓 史

同 藤 川 千 代

同 眞 田 泰 秀

同 林 久 博

令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の概要	9
1	審査の対象	9
2	審査の期間	9
3	審査の着眼点と主な実施内容	10
第2	審査の結果及び意見	10
1	審査の結果	10
(1)	健全化判断比率	10
(2)	資金不足比率	10
2	健全化判断比率等の状況	11
(1)	実質赤字比率について	11
(2)	連結実質赤字比率について	11
(3)	実質公債費比率について	12
(4)	将来負担比率について	13
(5)	資金不足比率について	15
3	類似都市と比較した健全化判断比率等の状況	16
(1)	実質赤字比率	16
(2)	連結実質赤字比率	16
(3)	実質赤字比率と連結実質赤字比率の相関関係	17
(4)	実質公債費比率	18
(5)	将来負担比率	18
(6)	実質公債費比率と将来負担比率の相関関係	19
(7)	地方債の現在高	20
(8)	令和2年度決算の将来負担比率における純負担額の状況	21
(9)	地方公会計を活用した指標分析	22
4	総括	24
(1)	今回の算定結果について	24
(2)	令和3年度の状況	24
(3)	まとめ	25

<参考資料>

1	健全化判断比率及び資金不足比率の算定式	28
(1)	健全化判断比率の算定式	28
(2)	資金不足比率の算定式	33
2	類似都市の財政指標等	36
(1)	財政指標等（令和2年度決算数値）	36
(2)	将来負担額等（令和2年度決算数値）	37
(3)	健全化判断比率等の推移（規模補正後の類似都市平均値との比較）	38
3	中核市の健全化判断比率の一覧（令和2年度決算数値）	39
4	用語説明	40

凡 例

- 1 各表中・グラフ中で用いる数値は、原則として表示単位未満を四捨五入している。
なお、健全化判断比率及び資金不足比率については、国の算定基準に基づき表示単位未満を切り捨てている。
- 2 文中で用いる数値は、原則として表示単位未満を四捨五入している。
- 3 各表中・グラフ中で用いる符号の用法は次のとおりである。

符 号	用 法
△	減又はマイナス
-	該当数値のないもの（該当数値が0のものを含む）
0.0	表中：比率で表示単位未満の数値があるもの グラフ中：表示単位未満の数値があるもの又は該当数値が0のもの
0	表中：①増減・比率計算の結果、数値が0のもの ②比率以外で表示単位未満の数値があるもの グラフ中：表示単位未満の数値があるもの又は該当数値が0のもの
***	前年度・当年度の数値の一方がマイナスの場合における対前年度増減率

- 4 各表中の対前年度増減（額）及び比率は、原則として表示単位未満を四捨五入した後の数値を用いて算出しているため、表ごとで表示単位が異なることにより対前年度増減（額）及び比率が一致しない場合がある。
- 5 各表中の総数と内訳の計が一致しない場合があるが、これは表示単位未満を四捨五入したことによるものである。
- 6 年度表記において元号を省略している場合があるが、「元年度から3年度」の元号は「令和」、それ以外は「平成」である。
- 7 類似都市とは、中核市62市（令和4年4月1日現在）のうち、関西圏の中核市で、人口が近く（本市との差が概ね10万人以内）、県庁所在地を除く都市から抽出した7市（豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、西宮市）である。




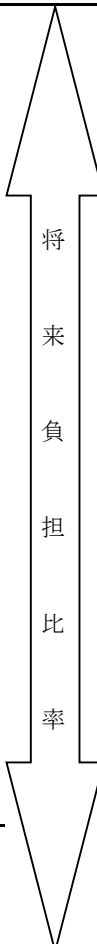
第1 審査の概要

1 審査の対象

令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算（以下「令和3年度決算」という。）に係る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）」第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）、財政健全化法第22条で定める資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

なお、各比率の対象となる会計は次表のとおりである。

令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

区分・会計名等			健全化判断比率等					
一 般 会 計 等	一 般 会 計			   				
		特 別 会 計	育英事業費会計					
	公共用地先行取得事業費会計							
	公害病認定患者救済事業費会計							
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計							
	青少年健全育成事業費会計							
	公 営 事 業 会 計	公 營 企 業 会 計	国民健康保険事業費会計					
			介護保険事業費会計					
			後期高齢者医療事業費会計					
		法 適 用	水道事業会計					
工業用水道事業会計								
法 非 適 用	下水道事業会計							
	モーターボート競走事業会計							
一 部 事 務 組 合 、 広 域 連 合	法 非 適 用	丹波少年自然の家事務組合						
		阪神水道企業団						
		兵庫県競馬組合						
地 方 公 社 第 三 セ ク タ ー 等	法 非 適 用	兵庫県後期高齢者医療広域連合						
		尼崎市土地開発公社（債務保証）						
		(社福)阪神福祉事業団（損失補償）						
		兵庫県信用保証協会（損失補償）						

2 審査の期間

令和4年7月11日から8月10日まで

3 審査の着眼点と主な実施内容

審査に付された令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同付属書類、会計諸帳簿等とを照合し、確認を行った。

また、一般会計等及び公営企業会計の財政運営等が健全に行われているかの確認を行うとともに、各種指標について現行の行財政改革計画「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）」開始直前の、平成24年度からの推移を確認した。

なお、審査に当たっては、関係職員の説明を求めたほか、決算審査及び出資団体監査等の結果を参考とした。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等の計数と符合し、いずれも適正であると認められた。

(1) 健全化判断比率

(単位：％・ポイント)

	平成24年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	増 減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	— (△0.11)	— (△ 0.44)	— (△ 2.66)	— (△ 2.22)	11.25	20.00
連結実質赤字比率	— (△17.20)	— (△ 39.36)	— (△ 41.84)	— (△ 2.48)	16.25	30.00
実質公債費比率	12.7	10.9	9.7	△ 1.2	25.0	35.0
将来負担比率	155.6	51.4	36.3	△ 15.1	350.0	

注1：実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が無い場合は「—」で表示される。
2：()内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

(2) 資金不足比率

(単位：％・ポイント)

	会 計 名	平成24年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	増 減	経営健全化 基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	—	—	—	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	—	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	—	—	20.0
	モーターボート競走事業会計		—	—	—	20.0
	自動車運送事業会計	18.4				20.0
用法 企非 業適	地方卸売市場事業費会計	—	—	—	—	20.0
	廃棄物発電事業費会計	—				20.0
	都市整備事業費会計	—				20.0

注1：資金不足比率については、資金不足額がない場合は「—」で表示される。

2：廃棄物発電事業費会計は平成26年度末で廃止。自動車運送事業会計及び都市整備事業費会計は平成27年度末で廃止。

2 健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率について

本市の令和3年度実質収支額は、28億59百万円の黒字となり、実質赤字額がないことから、実質赤字比率は、「－」で表示される。

実質赤字比率を算定上の数値で示すと、令和3年度は△2.66%であり、前年度に比べ2.22ポイント下降（改善）している。

実質収支額 (単位：百万円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	増 減	増減率
歳入総額 ①	184,643	259,808	230,541	△ 29,267	△ 11.3
歳出総額 ②	184,337	258,034	227,038	△ 30,996	△ 12.0
歳入歳出差引額 ③=①-②	306	1,774	3,503	1,729	97.5
翌年度に繰り越すべき財源 ④	189	1,316	644	△ 672	△ 51.1
一般会計等実質収支額③-④=A	117	458	2,859	2,401	524.2
標準財政規模 B	99,121	101,766	107,478	5,712	5.6
実質赤字比率 (算定上の比率 A/B×100)	— (△ 0.11)	— (△ 0.44)	— (△ 2.66)	— (△ 2.22)	

注1：歳入総額及び歳出総額については、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計額である。

2：()内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

(2) 連結実質赤字比率について

一般会計等及び公営事業会計を連結ベースで算定した連結実質収支額は、449億70百万円の黒字となるため、連結実質赤字比率は、「－」で表示される。

連結実質赤字比率を算定上の数値で示すと、令和3年度は△41.84%であり、前年度に比べ2.48ポイント下降（改善）している。

連結実質収支額は、一般会計等実質収支額に一般会計等及び公営企業会計に含まれない国民健康保険事業費会計等の3特別会計の実質収支額を加え、更に、法適用及び法非適用公営企業会計の資金剰余（不足）額を加えた算定結果である。

連結実質収支額 (単位：百万円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	増 減	増減率
一 般 会 計 等	117	458	2,859	2,401	524.2
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計	2,488	1,420	1,350	△ 70	△ 4.9
実 質 収 支 額 A	2,605	1,877	4,209	2,332	124.2
法適用公営企業会計	13,958	38,065	40,636	2,571	6.8
法非適用公営企業会計	489	121	125	4	3.3
資 金 剰 余 額 B	14,448	38,186	40,761	2,575	6.7
連 結 実 質 収 支 額 A+B	17,053	40,063	44,970	4,907	12.2
標 準 財 政 規 模 C	99,121	101,766	107,478	5,712	5.6
連結実質赤字比率 (算定上の比率 (A+B)/C×100)	— (△ 17.20)	— (△ 39.36)	— (△ 41.84)	— (△ 2.48)	

注：()内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

令和3年度の連結実質収支額は、前年度に比べ49億7百万円（12.2ポイント）増加（改善）している。これは、一般会計等で24億1百万円、法適用公営企業会計で25億71百万円増となったことなどによるものである。

(3) 実質公債費比率について

令和元年度から3年度までの3か年平均の実質公債費比率は、前年度から1.2ポイント低下（改善）し、9.7%となった。

これは令和3年度単年度の実質公債費比率（7.6%）が、平成30年度単年度の比率（11.3%）を下回ったことによるもの（※実質公債費比率は単年度実質公債費比率の直近3か年平均値で算定されるため）である。

なお、実質公債費比率は、平成28年度（13.9%）をピークに5年連続で低下している。

実質公債費比率の状況

実質公債費比率 (3か年平均)		【参考】実質公債費比率 (単年度)	
	令和3年度	令和3年度	7.6%
令和2年度	9.7%	令和2年度	9.8%
10.9%		令和元年度	11.6%
		平成30年度	11.3%

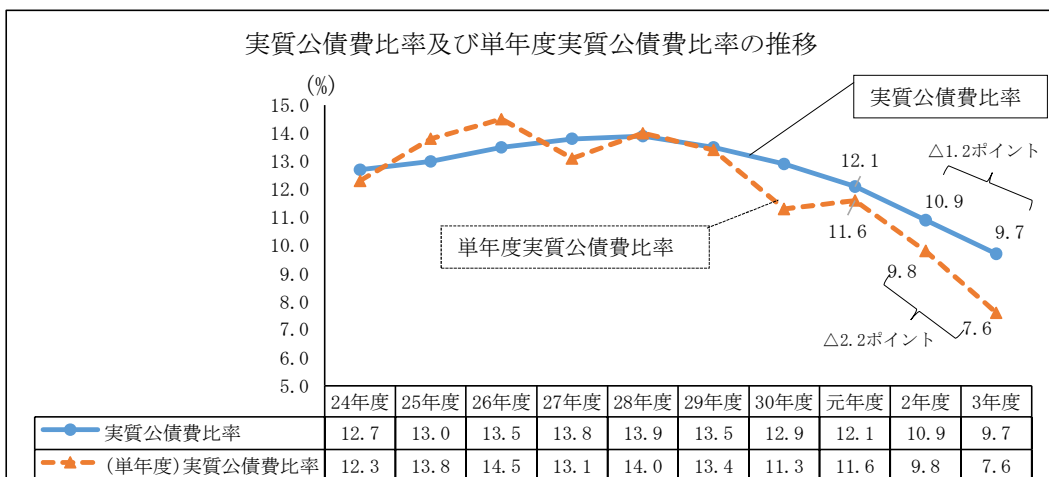
注：実質公債費比率は、単年度の実質公債費比率の直近3か年の平均値で算定する。

次に、令和3年度の単年度実質公債費比率をみると、前年度から2.2ポイント低下（改善）し、7.6%となった。

これは主として、標準財政規模が増大、一般会計に係る地方債の元利償還金が減となったことなどによるものである。

単年度実質公債費比率 (単位：百万円・%・ポイント)

項目	平成24年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	増減	増減率
地方債の元利償還金 A	24,048	23,016	22,125	△ 891	△ 3.9
準元利償還金 B	5,312	3,106	2,903	△ 203	△ 6.5
特定財源 C	6,577	5,765	6,041	276	4.8
算入公債費等 D	12,005	11,454	11,678	224	2.0
標準財政規模 E	99,121	101,766	107,478	5,712	5.6
実質公債費比率（単年度） $\frac{(A+B)-(C+D)}{(E-D)} \times 100$	12.3	9.8	7.6	△ 2.2	



健全化判断比率の各比率の算定に当たり、その分母の基となる標準財政規模については、1,074億78百万円で、前年度に比べ57億12百万円増加している。これは、標準税収入額等が12億56百万円減となったものの、普通交付税が37億42百万円増、臨時財政対策債発行可能額が32億26百万円増となったことによるものである。

標準財政規模

(単位：百万円・%)

項 目	平成24年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	増 減	増減率
標準税収入額等	76,711	83,145	81,889	△ 1,256	△ 1.5
普通交付税	13,112	12,075	15,817	3,742	31.0
臨時財政対策債発行可能額	9,298	6,545	9,771	3,226	49.3
合 計	99,121	101,766	107,478	5,712	5.6

(4) 将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は、前年度から15.1ポイント低下（改善）し、36.3%となった。

これは主として、市債の定時償還が進んだことのほか、早期償還¹を58億91百万円実施したことにより、算定の分子である純負担額が116億79百万円減となったことによるものである。

将来負担比率

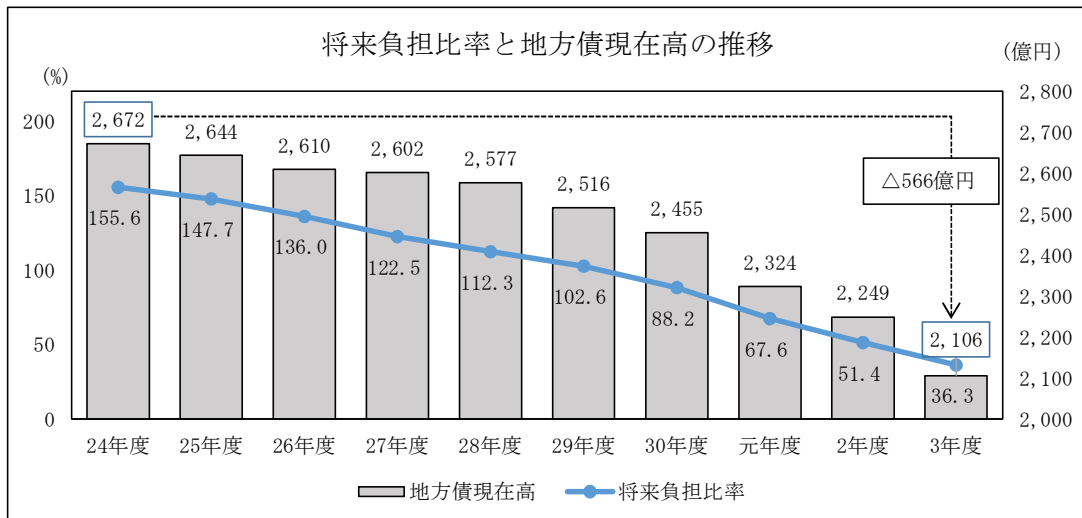
(単位：百万円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	増 減	増減率
将来負担額 A	332,829	273,153	258,855	△ 14,298	△ 5.2
地方債の現在高	267,216	224,923	210,604	△ 14,319	△ 6.4
債務負担行為に基づく支出予定額	6,154	1,827	1,495	△ 332	△ 18.2
公営企業債等繰入見込額	28,569	27,078	27,767	689	2.5
組合負担等見込額	656	30	23	△ 7	△ 23.3
退職手当負担見込額	24,009	19,100	18,784	△ 316	△ 1.7
設立法人の負債額等負担見込額	6,224	195	182	△ 13	△ 6.7
充当可能財源等 B	197,257	226,644	224,024	△ 2,620	△ 1.2
充当可能基金	16,803	39,408	41,909	2,501	6.3
充当可能特定歳入	55,617	43,975	39,712	△ 4,263	△ 9.7
基準財政需要額算入見込額	124,837	143,261	142,403	△ 858	△ 0.6
標準財政規模 C	99,121	101,766	107,478	5,712	5.6
算入公債費等 D	12,005	11,454	11,678	224	2.0
分子(純負担額) A-B	135,572	46,509	34,830	△ 11,679	△ 25.1
分母 C-D	87,116	90,312	95,800	5,488	6.1
将来負担比率 (A-B) / (C-D) × 100	155.6	51.4	36.3	△ 15.1	

注：地方債の現在高は一般会計、特別会計（公共用地先行取得事業費、母子父子寡婦福祉資金貸付事業費）の合計額

¹（早期償還）借換債の発行を前提としたバルーン（テールヘビー）償還分について、借換債を発行しない繰上償還のこと

臨時財政対策債などを除く市債発行額は、平成25年度にスタートしたプロジェクトにおいて、元金償還額を下回るようコントロールされているほか、30年度以降早期償還を合計151億円行うなどにより、地方債の現在高は24年度と比べ566億円減となっている。さらに基金等の充当可能財源等も24年度と比べ268億円の増となったことにより、将来負担比率を大きく減少させている。



早期償還額

(単位：百万円)

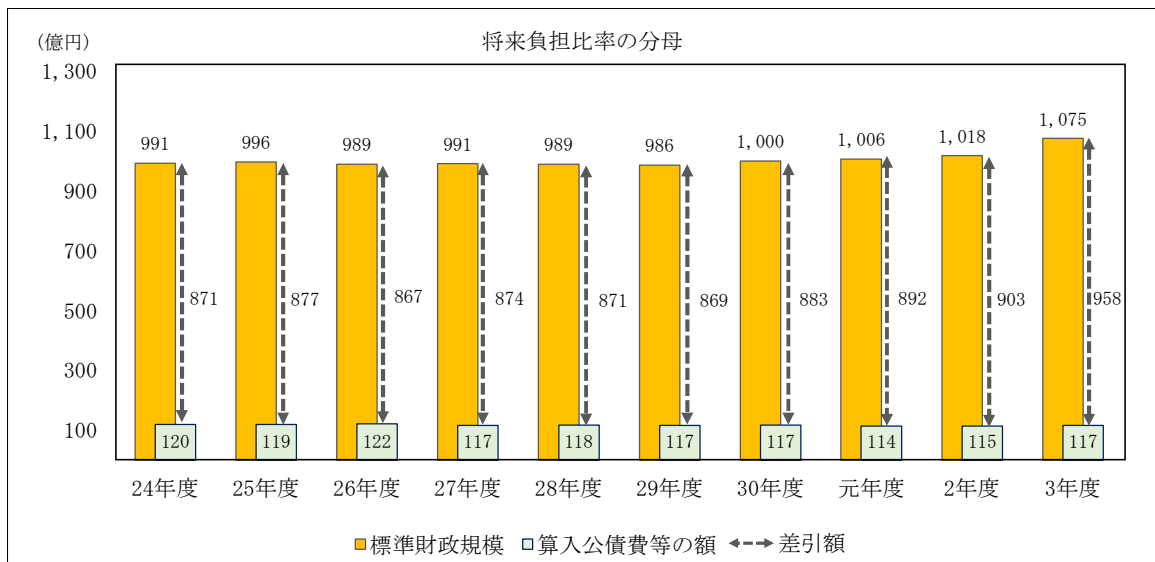
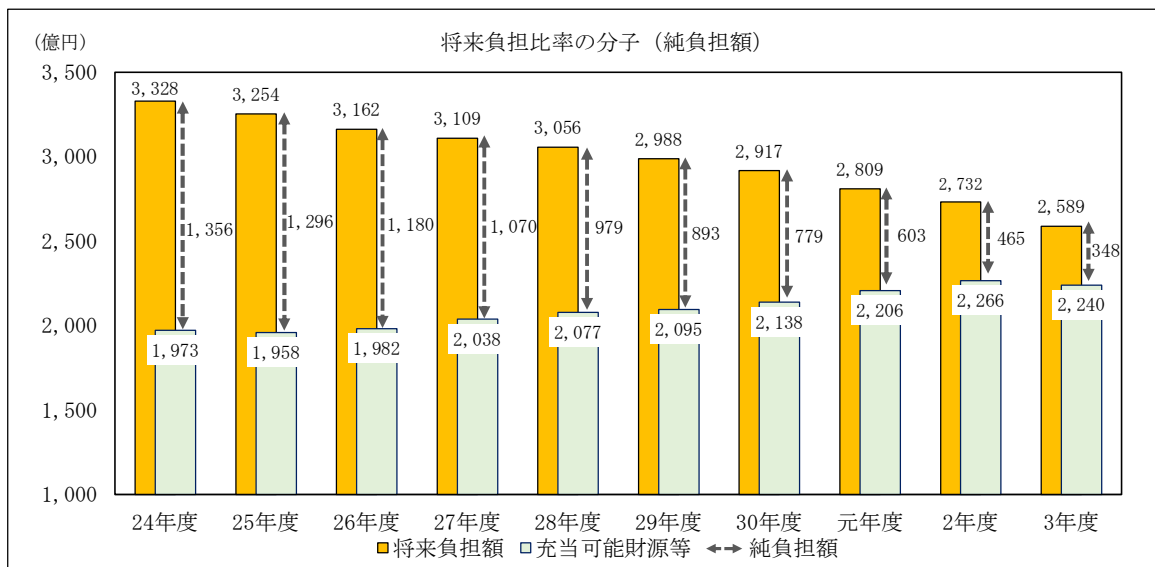
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計	
退職手当債	2,320	3,647	140	1,127	7,234	
行政改革推進債等	-	513	860	1,164	2,537	
その他	-	-	1,750	3,600	5,350	
計	2,320	4,160	2,750	5,891	15,121	
財源	(減債基金)	600	2,360	-	1,251	4,211
	(一般財源)	1,720	1,800	2,750	4,640	10,910

充当可能財源

(単位：百万円)

		平成24年度	令和3年度	増減	
充当可能基金	財政調整基金	3,646	11,514	7,868	25,106
	減債基金	7,948	11,978	4,030	
	公共施設整備保全基金	2,294	6,905	4,611	
	その他	2,915	11,512	8,597	
充当可能特定歳入	都市計画税	36,609	23,609	△ 13,000	△ 15,905
	その他	19,008	16,103	△ 2,905	
基準財政需要額算入見込額	臨時財政対策債償還費	57,455	91,558	34,103	17,566
	東日本大震災全国緊急防災施策等償還費	5,982	15,225	9,243	
	減税補てん債償還費	7,099	718	△ 6,381	
	その他	54,301	34,902	△ 19,399	
計		197,257	224,024	26,767	26,767

<参考> 平成24年度から令和3年度までの将来負担比率の分子及び分母の推移



(5) 資金不足比率について

本市の法適用及び法非適用公営企業各会計の令和3年度の資金剰余（不足）額は、次表のとおりであり、全ての会計で資金不足が生じていないことから「－」表示となる。

各会計の資金剰余（不足）額 (単位：百万円・%)

会計名	(参考) 平成24年度			令和2年度			令和3年度		
	資金剰余(不足)額	事業規模	資金不足比率	資金剰余(不足)額	事業規模	資金不足比率	資金剰余(不足)額	事業規模	資金不足比率
水道事業会計	6,398	9,432	—	8,480	7,806	—	8,637	8,821	—
工業用水道事業会計	3,839	1,683	—	7,366	1,359	—	8,068	1,354	—
下水道事業会計	4,145	10,563	—	12,866	8,792	—	14,582	9,739	—
モーターボート競走事業会計				9,353	50,000	—	9,349	58,260	—
自動車運送事業会計	△ 424	2,292	18.4						
地方卸売市場事業費会計	242	341	—	121	254	—	125	247	—
廃棄物発電事業費会計	247	506	—						
都市整備事業費会計	0	0	—						

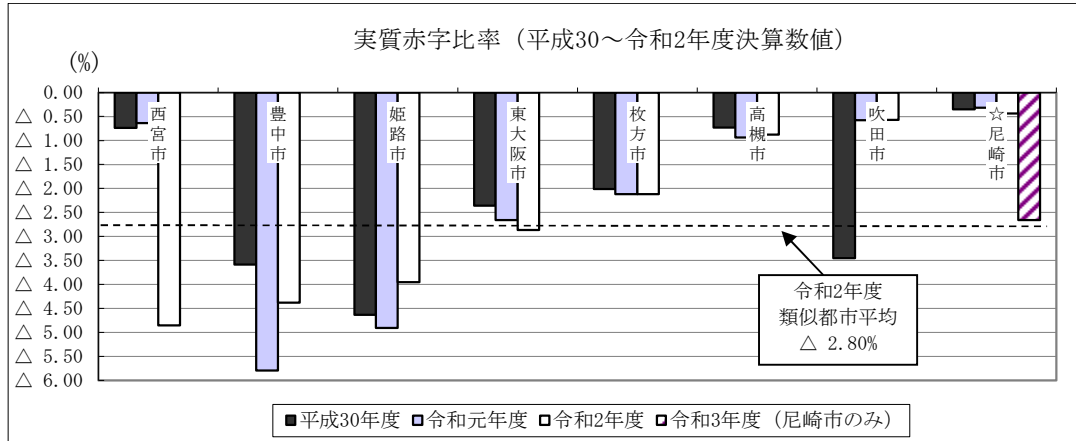
注1：資金不足比率＝資金不足額÷事業規模×100

2：廃棄物発電事業費会計は平成26年度末で廃止。自動車運送事業会計及び都市整備事業費会計は平成27年度末で廃止。

3 類似都市と比較した健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率

本市と類似都市の令和2年度決算数値を比較すると、実質赤字比率（△0.44%）は、8市中で最も高い（悪い）。（平均値：2.80%）



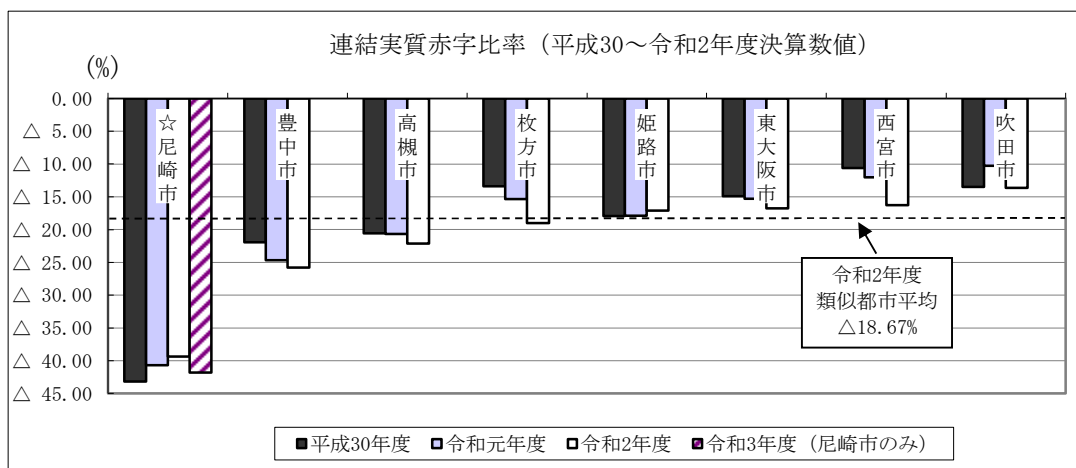
(単位：%)

年度	西宮市	豊中市	姫路市	東大阪市	枚方市	高槻市	吹田市	ニ崎市
平成30年度	△ 0.74	△ 3.59	△ 4.63	△ 2.36	△ 2.01	△ 0.73	△ 3.45	△ 0.35
令和元年度	△ 0.64	△ 5.79	△ 4.91	△ 2.66	△ 2.12	△ 0.94	△ 0.58	△ 0.32
令和2年度	△ 4.85	△ 4.38	△ 3.95	△ 2.87	△ 2.12	△ 0.88	△ 0.57	△ 0.44
令和3年度								△ 2.66

注：ニ崎市については、令和3年度決算数値も表示している。（以下のグラフにおいても同じ。）

(2) 連結実質赤字比率

本市と類似都市の令和2年度決算数値を比較すると、連結実質赤字比率（△39.36%）は、8市中で最も低い（良い）。（平均値：△18.67%）

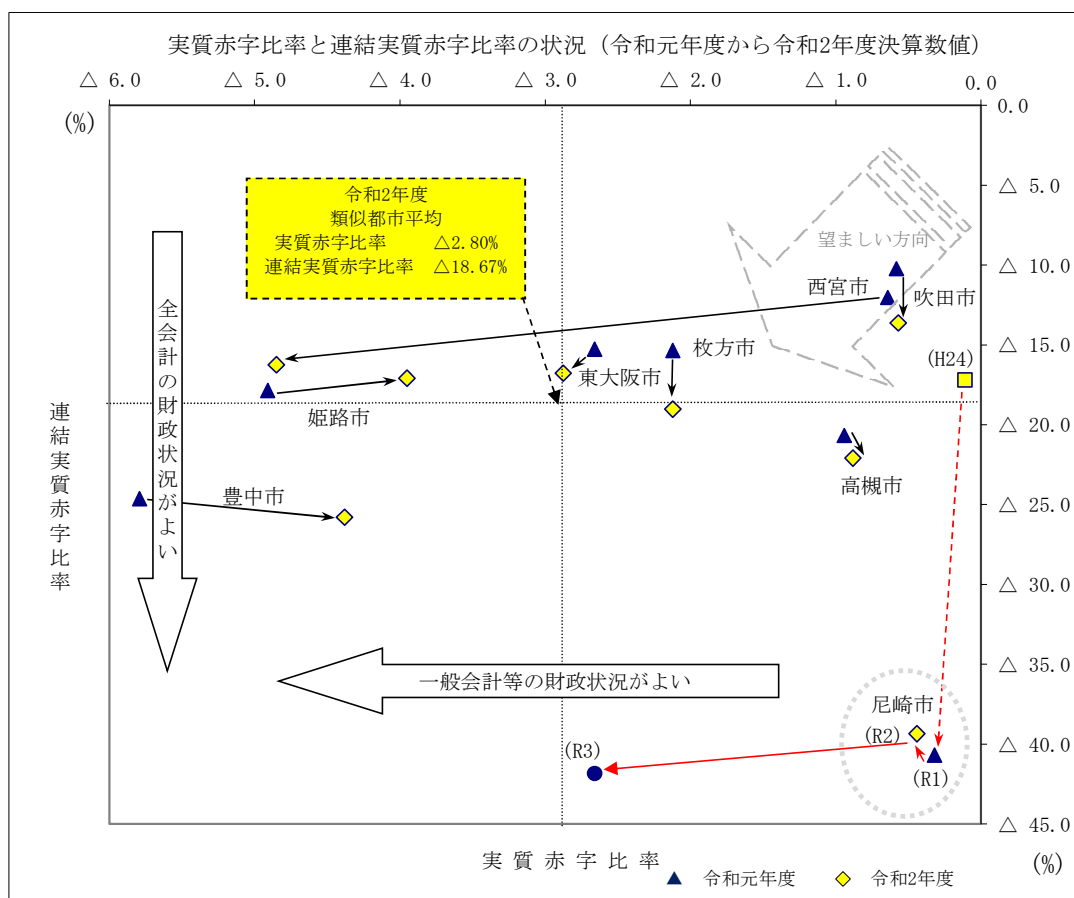


(単位：%)

年度	ニ崎市	豊中市	高槻市	枚方市	姫路市	東大阪市	西宮市	吹田市
平成30年度	△ 43.16	△ 21.94	△ 20.56	△ 13.38	△ 17.89	△ 14.89	△ 10.65	△ 13.48
令和元年度	△ 40.69	△ 24.63	△ 20.68	△ 15.36	△ 17.87	△ 15.28	△ 12.04	△ 10.24
令和2年度	△ 39.36	△ 25.80	△ 22.10	△ 19.03	△ 17.09	△ 16.77	△ 16.25	△ 13.63
令和3年度	△ 41.84							

(3) 実質赤字比率と連結実質赤字比率の相関関係

財政運営の成績をみる指標として、実質赤字比率と連結実質赤字比率について、類似都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



横軸は実質赤字比率、縦軸は連結実質赤字比率を示している。いずれの数値も赤字額が生じていないことから、マイナス（△）で表示されており、マイナスの数値が高いほど財政状況が良好な状態を表す。したがって、グラフマークの軌跡が左下に向かっていくほど、実質赤字比率、連結実質赤字比率それぞれを算出する際の黒字の割合が大きく（良く）なっていることを示している。

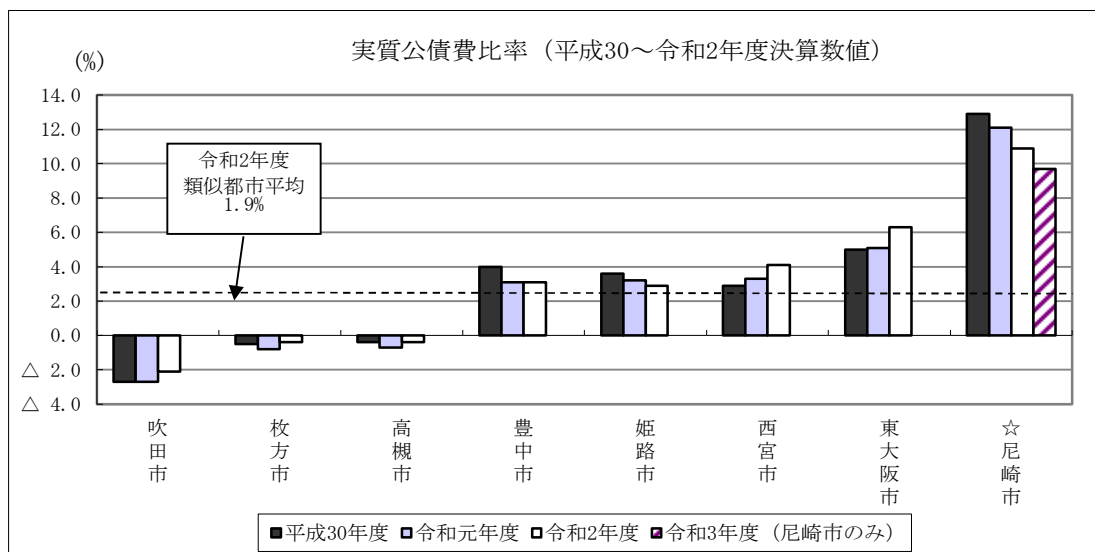
類似都市の平均値を点線で示しており、この点線が交わる位置より右上のゾーンは、一般会計等のみの実質赤字比率と地方公営企業会計等を連結した連結実質赤字比率のどちらもが、類似都市平均値より高くなっており、財政状況に問題がある可能性も考えられる。

本市の状況として、実質赤字比率は令和元年度、2年度と類似都市の中でも高い（悪い）位置にある。（なお、本市の令和3年度実質赤字比率は△2.66%であり、令和2年度類似都市平均へ近づいた（良い）状況となっている。）

そして、連結実質赤字比率は法適用及び非適用公営企業会計の資金剰余の増により、黒字拡大に沿って推移しているため、財政状況が良いことを示している。

(4) 実質公債費比率

本市と類似都市の令和2年度決算数値を比較すると、実質公債費比率（10.9％）は、8市中でも最も高い（悪い）。（平均値：1.9％）

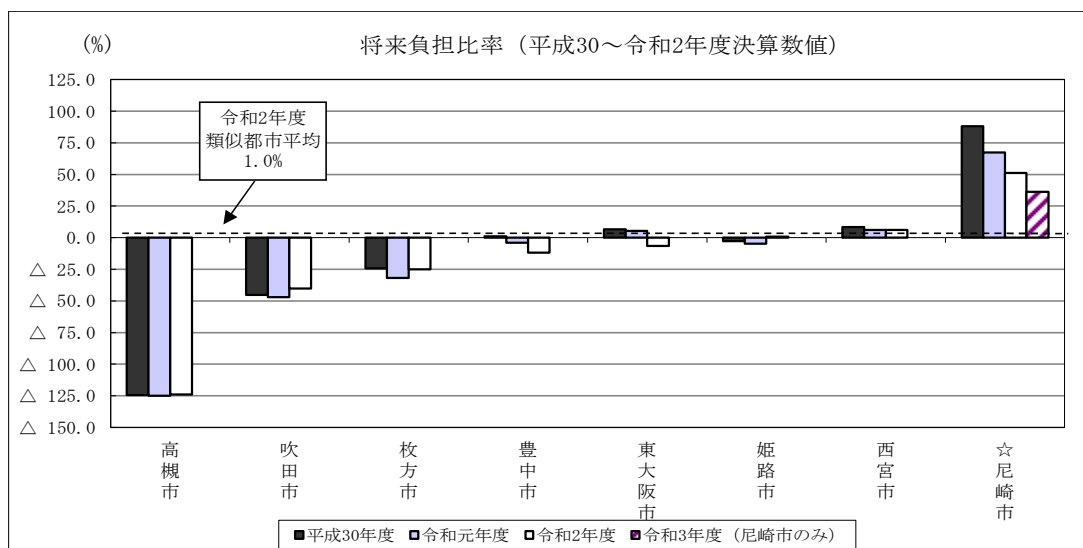


(単位：%)

年度	吹田市	枚方市	高槻市	姫路市	豊中市	西宮市	東大阪市	ニ崎市
平成30年度	△ 2.7	△ 0.5	△ 0.4	3.6	4.0	2.9	5.0	12.9
令和元年度	△ 2.7	△ 0.8	△ 0.7	3.2	3.1	3.3	5.1	12.1
令和2年度	△ 2.1	△ 0.4	△ 0.4	2.9	3.1	4.1	6.3	10.9
令和3年度								9.7

(5) 将来負担比率

本市と類似都市の令和2年度決算数値を比較すると、将来負担比率（51.4％）は、8市中でも突出して高い（悪い）状況にあり、平均値（1.0％）との差は50.4ポイントとなっている。



(単位：%)

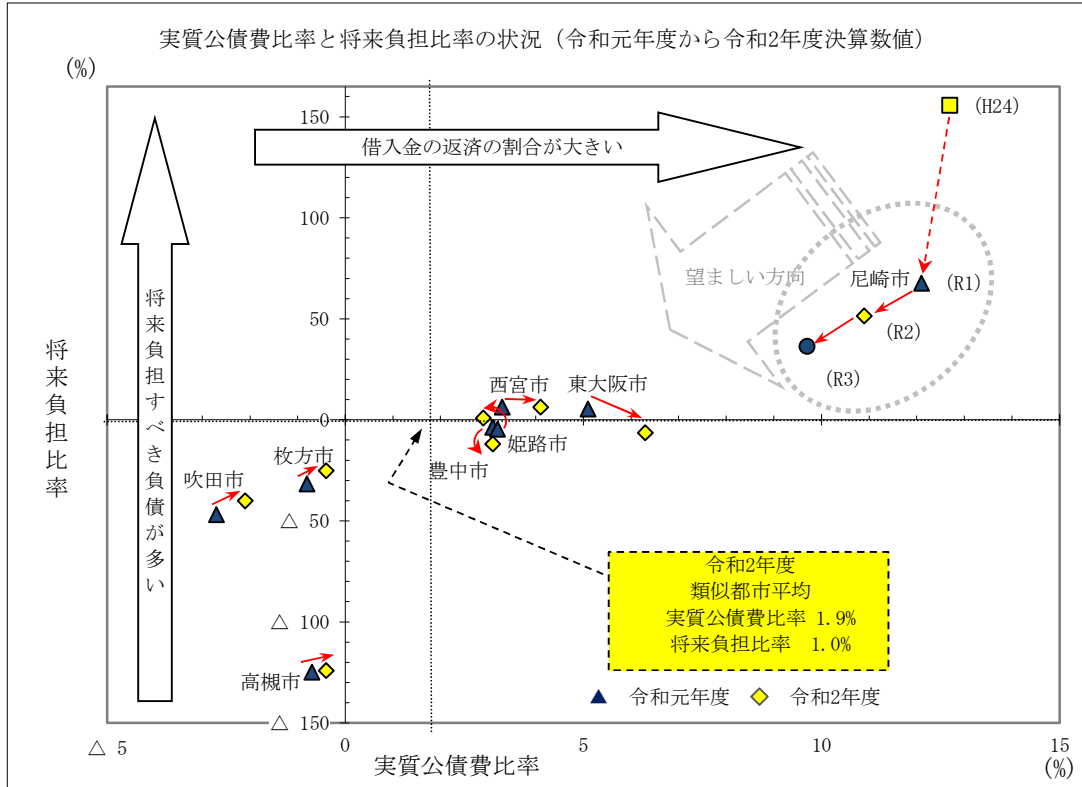
年度	高槻市	吹田市	枚方市	豊中市	東大阪市	姫路市	西宮市	ニ崎市
平成30年度	△ 124.4	△ 45.1	△ 24.2	1.2	6.9	△ 2.6	8.6	88.2
令和元年度	△ 124.8	△ 46.9	△ 31.7	△ 3.8	5.4	△ 4.7	6.3	67.6
令和2年度	△ 123.9	△ 40.0	△ 25.1	△ 11.8	△ 6.3	0.9	6.3	51.4
令和3年度								36.3

注：類似都市平均は、将来負担比率がマイナスとなる市についてはゼロとして算出している。

(6) 実質公債費比率と将来負担比率の相関関係

実質公債費比率と将来負担比率の共通の算定要素である市債については、償還が始まればその減少に伴い将来負担比率を低下（改善）させ、実質公債費比率を上昇（悪化）させる要因となるなど、両比率は相互に関連している。

こうした両比率の関連性を踏まえ、類似都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



借入金の毎年の返済額の大きさを示す実質公債費比率を横軸に、将来負担すべき実質的な負債全体の大きさを示す将来負担比率を縦軸に置いて比較した。

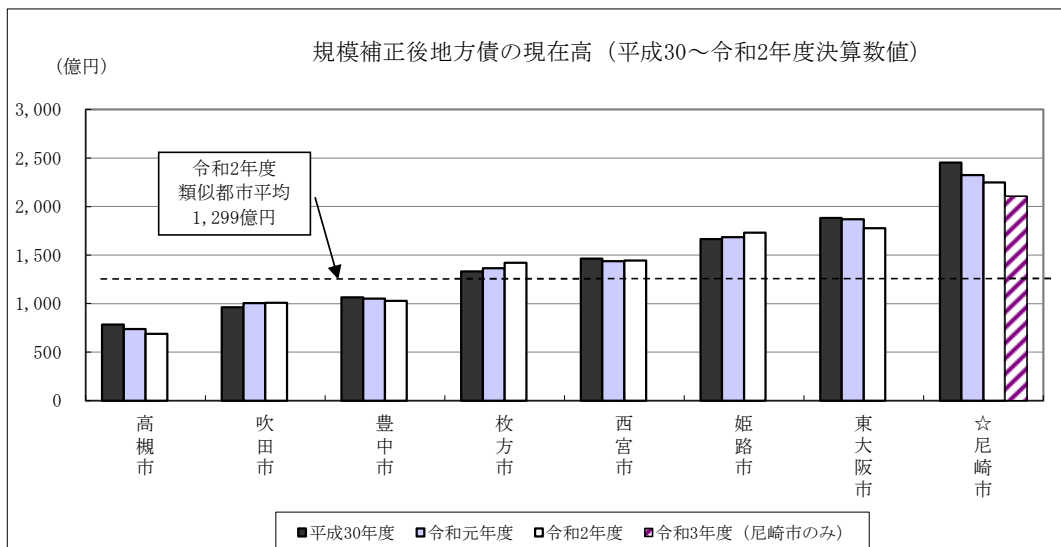
類似都市の令和2年度の平均値を点線で示しており、この点線が交わる位置より右上のゾーンは、類似都市の中で、借入金の返済額が大きく、かつ、将来負担すべき負債も大きい。

本市は、右上のゾーンに位置しており、返済額が大きい上に、将来負担すべき負債も類似都市に比べ、突出して大きいことがわかる。しかしながら、地方債の現在高は減少しており、高い（悪い）水準ではあるものの、実質公債費比率、将来負担比率ともに類似都市平均へ向かっているなど、着実に改善している。

(7) 地方債の現在高

本市と類似都市の各年度決算数値を標準財政規模で規模補正した地方債の現在高で比較すると、令和2年度の本市（2,249億円）は、8市中で最も額が大きく、平均値の約1.7倍となっている。（平均値：1,299億円）

なお、類似都市と比較を行う場合は、財政規模に違いがあるため、類似都市の財政規模を本市の財政規模に倍率補正する係数を求め、各数値にこの補正係数を乗じた数値により比較している。（以下「規模補正」という場合は同様の補正を行っている。）



（単位：億円）

年 度	高槻市	吹田市	豊中市	枚方市	西宮市	姫路市	東大阪市	尼崎市
平成30年度	783	963	1,063	1,330	1,465	1,664	1,882	2,455
令和元年度	737	1,004	1,050	1,364	1,439	1,684	1,869	2,324
令和2年度	688	1,009	1,027	1,421	1,443	1,731	1,776	2,249
令和3年度								2,106

(8) 令和2年度決算の将来負担比率における純負担額の状況

将来負担額から充当可能財源等を差し引いた純負担額を、規模補正した類似都市と比較すると次のとおりとなる。



グラフの上半分が将来負担額を、下半分が充当可能財源等を示しており、本市の将来負担額は8市中2番目に多いが、対応する充当可能財源の多さは8市中3番目となっている。その結果、純負担額は、他の7市がマイナス及びゼロ付近に均衡している（類似都市平均△260億円）のに対し、本市は465億円と最も高い値となっており、突出した状況にある。

また、将来負担額に対する充当可能財源等の割合は、本市が83%、類似都市平均は113%となっており、その主たる要因は、将来負担額である地方債の現在高の多さに比べ、充当可能財源である基準財政需要額算入見込額が少ないことにある（本市の基準財政需要額算入見込額に対する地方債の現在高の割合は64%に対し、類似都市平均は104%）。

これらのことから、将来負担の軽減のためには、引き続き市債残高の圧縮を図りつつ、併せて交付税措置の手厚い有利な市債を活用することが必要である。

(9) 地方公会計を活用した指標分析及び類似都市比較

「統一的基準」による地方公会計の財務書類等から得られた指標を用いてクロス分析を行う。

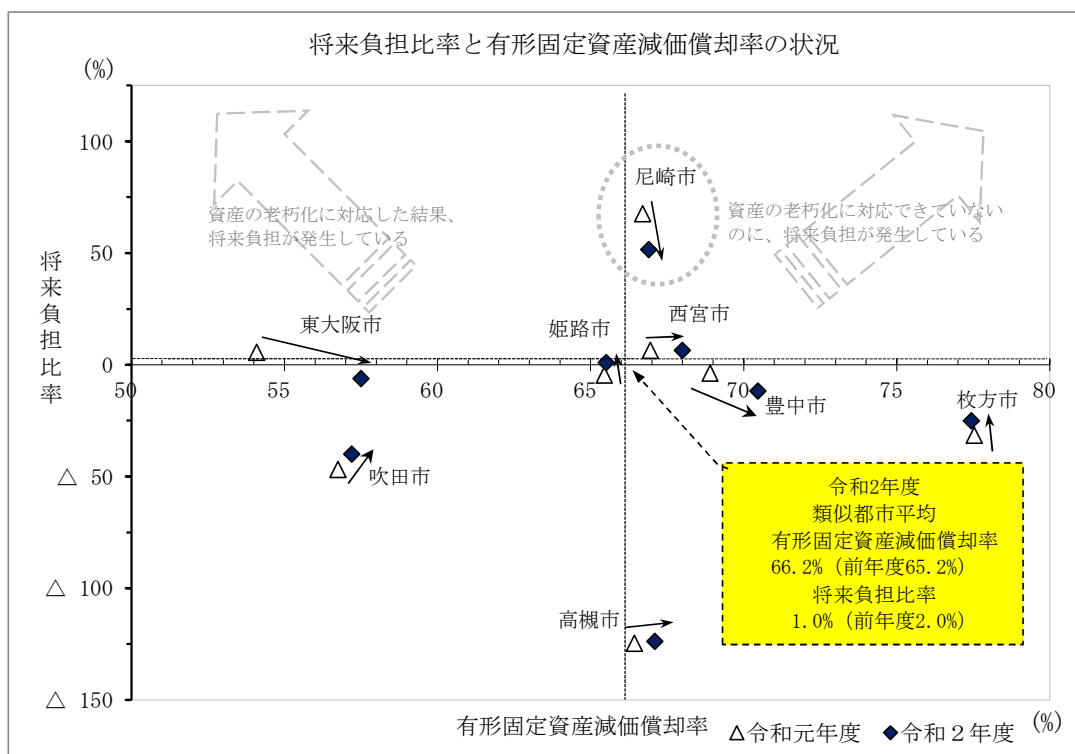
ア 将来負担比率と有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率とは、地方公会計制度に基づく財務書類に掲載される有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合となっており、耐用年数に対し、取得からどの程度経過しているのかを知ることができる。

また、将来負担比率は著しく低くても、適切な施設整備を実施せず市債の発行を抑制し続けてきた結果によるものであれば、今後急激に投資需要が高まる可能性も想定されることから、将来にわたって安定した財政状況が保証されているとはいえない。

そこで、両比率を併せてその推移を見ることで、例えば将来負担比率が上昇（悪化）していても、有形固定資産減価償却率が低下（改善）していれば老朽化対策の先送りをせず対応した結果であるなど、将来負担について総合的に捉えることができるようになる。

将来負担比率と有形固定資産減価償却率について、本市と類似都市の令和元年度・2年度数値をグラフに表すと次のとおりとなる。



注1：有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額÷（有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額）×100
注2：各市公表の財務書類より試算している。

本市の将来負担比率は類似都市に比べ高い一方、有形固定資産減価償却率は同平均並みとなっている。また、令和元年度から令和2年度にかけてはグラフ右下へ大きく動いているが、これは積極的に市債償還に努めたことなどにより将来負担比率が低下（改善）する一方で、施設の更新が進まず有形固定資産減価償却率は上昇（悪化）した結果によるものである。

今後とも、将来負担比率を下げつつ、施設の集約を含めた更新を進めていく必要があることから、その必要額を「見える化」した上で、更新時期の平準化や長寿命化による更新費用の抑制に加え、市債の発行抑制や交付税措置の手厚い市債の活用など資金調達面での工夫を行いながら、最適な選択を行う必要がある。

4 総括

(1) 今回の算定結果について

令和3年度の健全化判断比率、資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回った。しかし、「類似都市と比較した健全化判断比率等の状況」で記述したとおり、本市財政の実態は改善しつつあるものの、実質公債費比率と将来負担比率については、類似都市平均に比べると未だ劣っており、今後も市政運営上の課題である。

(2) 令和3年度の状況

一般会計等の実質収支額は28億59百万円で、**実質赤字比率**は「－」（黒字）となっている。当初予算に対して、市税が37億円増、臨時財政対策債分を含む地方交付税が24億円増及び地方消費税交付金が12億円増となったことなど、歳入の上振れ等により収支が改善した。そのため予定していた退職手当債及び行政改革推進債等の早期償還23億円に加え、それ以外の借換債36億円分についても、収支剰余（一般財源）を活用して早期償還を行った。次に、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額は、介護保険事業費会計の実質収支額が1億69百万円改善した一方、国民健康保険事業費会計の実質収支額が2億18百万円悪化したことなどにより、前年度から70百万円減の13億50百万円となった。

公営企業会計は、水道事業、工業用水道事業、下水道事業及びモーターボート競走事業の法適用企業4会計の決算において、当年度純利益を約68億円計上し、資金剰余額合計は406億36百万円と良好な状況にある。

その結果、連結実質収支額は、前年度より49億7百万円増の449億70百万円となり、**連結実質赤字比率**は「－」（黒字）となっている。

実質公債費比率（3か年平均）は、公共用地先行取得事業に係る償還額の減等により、29年度以降低下しており、当年度は前年度の10.9%から9.7%へと更に低下（改善）した。しかしながら、類似都市と比較すると未だ最下位の位置にあり、令和2年度決算時点で類似都市平均と9.0ポイントの差がある。

将来負担比率については、市債の定時償還及び早期償還の実施により、充当可能財源等を差し引いた実質的な将来負担額が減少したことから、36.3%と、前年度から15.1ポイント低下（改善）した。しかしながら、大幅に改善してきているものの、類似都市と比較すると未だ最下位の位置にあり、令和2年度決算時点で類似都市平均と50.4ポイントの差がある。

(3) まとめ

本市の健全化判断比率は、長年にわたる市債発行額のコントロールや早期償還を行うなど、将来負担の削減の取組を積極的に進めた努力の結果、着実に改善してきている。

こうした取組の結果、令和3年度決算の将来負担比率（36.3%）は健全化判断比率開始年度である平成19年度（217.2%）から14年連続、実質公債費比率（9.7%）は平成28年度（13.9%）から5年連続で低下している。

しかしながら、将来負担比率及び実質公債費比率は、類似都市（平均）に比べ、依然として劣後しているなか、次期焼却施設の整備や既設の公共施設の老朽化対策が控えているなど、投資的事業に伴う多額の市債発行により、今後、将来負担額の増加が懸念される。

本市がこれまで積み重ねてきた財政健全化努力を無にしないためにも、投資的事業の実施にあたっては、市債の質の向上を図るなど、今後の将来負担を見据えた緩みのない財政運営となるよう努めなければならない。

<参 考 资 料>

1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定式（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率の算定式

ア 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
- ・ 繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
= 形式赤字 + (継続費の逡次繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越額 - 未収入特定財源)
- ・ 支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・ 事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(単位：千円・%・ポイント)

会計名	平成24年度 (参考)	令和元年度	令和2年度 ①	令和3年度 ②	増減 ②-①
一般会計	8,359,456	2,375,942	1,575,641	3,044,418	1,468,777
育英事業費会計	-	-	-	-	-
公共用地先行取得事業費会計	△ 8,240,119	△ 2,054,499	△ 1,113,154	△ 178,820	934,334
公害病認定患者救済事業費会計	292	362	179	0	△ 179
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計	△ 2,241	685	△ 4,928	△ 7,307	△ 2,379
青少年健全育成事業費会計	-	-	-	994	皆増
一般会計等実質収支額	117,388	322,490	457,738	2,859,285	2,401,547
標準財政規模	99,120,659	100,574,335	101,766,110	107,477,795	5,711,685
実質赤字比率	- (△ 0.11)	- (△ 0.32)	- (△ 0.44)	- (△ 2.66)	- △ 2.22

注：一般会計等の相互間の重複額を控除した実質収支額を計上している。

イ 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(単位：千円・％・ポイント)

会 計 名		平成24年度 (参考)	令和元年度	令和2年度 ①	令和3年度 ②	増 減 ②-①	
一 般 会 計 等		117,388	322,490	457,738	2,859,285	2,401,547	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業費会計	1,542,211	540,108	448,604	231,152	△ 217,452	
	介護保険事業費会計	540,313	465,085	874,396	1,043,585	169,189	
	後期高齢者医療事業費会計	146,019	70,864	96,537	75,038	△ 21,499	
	農業共済事業費会計	7,622	6,424			—	
	駐車場事業費会計	—				—	
	競艇場事業費会計	251,578				—	
実 質 収 支 額 A		2,605,131	1,404,971	1,877,275	4,209,060	2,331,785	
公 営 企 業 会 計	法適用企業	水道事業会計	6,398,346	8,483,105	8,479,573	8,637,334	157,761
		工業用水道事業会計	3,838,940	9,411,734	7,366,401	8,067,684	701,283
		下水道事業会計	4,144,517	12,263,150	12,866,200	14,582,177	1,715,977
		モーターボート競走事業会計		9,229,828	9,352,592	9,348,929	△ 3,663
	法非適用企業	自動車運送事業会計	△ 423,537				—
		地方卸売市場事業費会計	242,064	133,321	121,321	124,839	3,518
		廃棄物発電事業費会計	247,274				—
		都市整備事業費会計	—				—
資 金 剰 余 額 B		14,447,604	39,521,138	38,186,087	40,760,963	2,574,876	
連 結 実 質 収 支 A+B		17,052,735	40,926,109	40,063,362	44,970,023	4,906,661	
標 準 財 政 規 模 C		99,120,659	100,574,335	101,766,110	107,477,795	5,711,685	
連 結 実 質 赤 字 比 率 (A + B) / C × 1 0 0		— (△ 17.20)	— (△ 40.69)	— (△ 39.36)	— (△ 41.84)	— (△ 2.48)	

ウ 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{算入公債費等})}{(\text{3か年平均}) \quad \text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$$

- 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子
- 算入公債費等：元利償還金・準元利償還金のうち基準財政需要額に算入された額

(単位：千円・%)

項 目	平成24年度 (参考)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地方債の元利償還金 A	24,048,402	23,818,169	24,019,024	23,016,028	22,125,426
準元利償還金 B	5,312,401	3,787,183	3,521,948	3,106,221	2,902,680
満期一括償還地方債の年度割相当額	86,667	13,333	10,000	6,667	3,333
公営企業債の償還に対する繰出金	4,473,454	3,452,676	3,233,807	2,849,811	2,661,340
一部事務組合等の償還金に対する負担金等	241,627	26,823	20,966	19,495	7,783
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額	510,614	294,351	257,170	230,217	230,217
一時借入金の利子	39	—	5	31	7
特定財源 C	6,577,042	5,814,283	5,708,369	5,765,419	6,041,485
算入公債費等 D	12,004,739	11,744,148	11,408,193	11,453,967	11,677,549
標準財政規模 E	99,120,659	99,997,802	100,574,335	101,766,110	107,477,795
A + B	29,360,803	27,605,352	27,540,972	26,122,249	25,028,106
C + D	18,581,781	17,558,431	17,116,562	17,219,386	17,719,034
(A + B) - (C + D)	10,779,022	10,046,921	10,424,410	8,902,863	7,309,072
E - D	87,115,920	88,253,654	89,166,142	90,312,143	95,800,246
実質公債費比率(単年度) $\frac{(A+B) - (C+D)}{(E-D)} \times 100$	12.3	11.3	11.6	9.8	7.6
実質公債費比率(3か年平均)	12.7		10.9	9.7	

エ 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left[\begin{array}{l} \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$$

- 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金
- 基準財政需要額算入見込額：地方債現在高等の償還金として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額
- 算入公債費等：(P. 30「ウ 実質公債費比率」算定式の説明欄参照)

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増 減
将 来 負 担 額 A	332,829,097	280,915,892	273,153,387	258,854,797	△ 14,298,590
地方債の現在高	267,216,169	232,370,786	224,923,490	210,603,691	△ 14,319,799
債務負担行為に基づく支出予定額	6,154,349	2,423,102	1,826,718	1,495,254	△ 331,464
公営企業債等繰入見込額	28,568,923	26,561,181	27,078,311	27,766,953	688,642
組合負担等見込額	656,353	49,389	30,403	22,921	△ 7,482
退職手当負担見込額	24,009,441	19,297,873	19,099,643	18,784,090	△ 315,553
設立法人の負債額等負担見込額	6,223,862	213,561	194,822	181,888	△ 12,934
充 当 可 能 財 源 等 B	197,257,343	220,627,122	226,643,654	224,024,359	△ 2,619,295
充当可能基金	16,802,585	33,868,120	39,407,671	41,909,440	2,501,769
充当可能特定歳入	55,617,383	43,848,225	43,975,314	39,711,895	△ 4,263,419
基準財政需要額算入見込額	124,837,375	142,910,777	143,260,669	142,403,024	△ 857,645
A - B	135,571,754	60,288,770	46,509,733	34,830,438	△ 11,679,295
標 準 財 政 規 模 C	99,120,659	100,574,335	101,766,110	107,477,795	5,711,685
算 入 公 債 費 等 D	12,004,739	11,408,193	11,453,967	11,677,549	223,582
C - D	87,115,920	89,166,142	90,312,143	95,800,246	5,488,103
将 来 負 担 比 率 (A - B) / (C - D) × 100	155.6	67.6	51.4	36.3	△ 15.1

〔地方債の現在高の内訳〕

(単位：千円)

区 分		平成24年度 (参考)	令和元年度	令和2年度 ①	令和3年度 ②	増 減 ②-①	
一般会計	普通債	教 育	31,140,293	46,578,597	40,778,458	35,043,056	△ 5,735,402
		土 木	65,233,355	39,677,647	36,293,589	32,059,864	△ 4,233,725
		衛 生	24,811,381	15,099,437	14,277,362	13,234,600	△ 1,042,762
		その他の普通債	37,361,340	32,708,769	37,469,202	36,258,391	△ 1,210,811
		小 計	158,546,369	134,064,451	128,818,612	116,595,911	△ 12,222,701
	災 害 復 旧 債	7,658	334,503	339,254	337,603	△ 1,651	
	その他	臨時財政対策債	57,925,634	90,140,975	90,112,161	90,123,621	11,460
		退職手当債	15,012,328	2,187,927	1,550,785	128,512	△ 1,422,273
		その他減税補てん債等	13,082,255	3,903,863	3,590,251	3,095,763	△ 494,488
		小 計	86,020,217	96,232,765	95,253,198	93,347,896	△ 1,905,302
公共用地先行取得事業費		22,479,844	1,622,198	395,556	197,782	△ 197,774	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		162,081	116,870	116,870	124,500	7,630	
合 計		267,216,169	232,370,786	224,923,489	210,603,691	△ 14,319,798	

〔公営企業債等繰入見込額の内訳〕

(単位：千円)

特 別 会 計 名	平成24年度 (参考)	令和元年度	令和2年度 ①	令和3年度 ②	増 減 ②-①
水 道 事 業 会 計	14,175	12,827	12,779	11,874	△ 905
下 水 道 事 業 会 計	27,767,682	26,535,637	27,059,050	27,755,079	696,029
地方卸売市場事業費会計	98,997	12,717	6,482	—	皆減
駐 車 場 事 業 費 会 計	631,602				
自 動 車 運 送 事 業 会 計	56,467				
合 計	28,568,923	26,561,181	27,078,311	27,766,953	695,124

〔設立法人の負債額等負担見込額の内訳〕

(単位：千円)

法 人 名	平成24年度 (参考)	令和元年度	令和2年度 ①	令和3年度 ②	増 減 ②-①
尼 崎 市 土 地 開 発 公 社	2,469,154	—	—	—	—
阪 神 福 祉 事 業 団	92,338	213,561	194,822	181,888	△ 12,934
兵 庫 県 信 用 保 証 協 会	111,182	—	—	—	—
尼 崎 市 総 合 文 化 セ ン タ ー	1,713,764				
尼 崎 健 康 医 療 財 団	1,837,424				
合 計	6,223,862	213,561	194,822	181,888	△ 12,934

(2) 資金不足比率の算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

ア 法適用企業

- 資金の不足額 = (流動負債－控除企業債等－控除未払金等) + 算入地方債の
現在高－(流動資産－控除財源)－解消可能資金不足額
 - ・ 算入地方債の現在高：建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額
 - ・ 控除財源：当該年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、当該年度に収入された部分に相当する額
 - ・ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額（資金不足であれば算入）

- 事業の規模 = 営業収益の額－受託工事収益の額

水道事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	令和元年度	令和2年度 ①	令和3年度 ②	増 減 ②－①
流 動 負 債	1,113,493	2,377,226	2,503,710	2,175,221	△ 328,489
控 除 企 業 債 等	—	847,717	904,902	936,322	31,420
控 除 未 払 金 等	—	—	—	—	—
算入地方債現在高	—	—	—	—	—
流 動 資 産	7,511,839	10,012,614	10,078,381	9,876,233	△ 202,148
控 除 財 源	—	—	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	6,398,346	8,483,105	8,479,573	8,637,334	157,761
事 業 の 規 模	9,431,622	8,798,375	7,806,377	8,820,756	1,014,379
資 金 不 足 比 率	— (△ 67.8)	— (△ 96.4)	— (△ 108.6)	— (△ 97.9)	— 10.7

工業用水道事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	令和元年度	令和2年度 ①	令和3年度 ②	増 減 ②-①
流 動 負 債	193,477	294,188	274,012	396,373	122,361
控 除 企 業 債 等	—	—	—	—	—
控 除 未 払 金 等	—	—	—	—	—
算入地方債現在高	—	—	—	—	—
流 動 資 産	4,040,705	9,705,923	7,640,413	8,464,057	823,644
控 除 財 源	8,288	—	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	3,838,940	9,411,734	7,366,401	8,067,684	701,283
事 業 の 規 模	1,683,324	1,412,414	1,359,295	1,354,355	△ 4,940
資 金 不 足 比 率	— (△ 228.0)	— (△ 666.3)	— (△ 541.9)	— (△ 595.6)	— △ 53.7

下水道事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	令和元年度	令和2年度 ①	令和3年度 ②	増 減 ②-①
流 動 負 債	4,270,790	5,034,054	5,602,382	5,410,568	△ 191,814
控 除 企 業 債 等	—	2,369,284	2,237,306	2,155,018	△ 82,288
控 除 未 払 金 等	—	—	—	—	—
算入地方債現在高	—	—	—	—	—
流 動 資 産	8,415,307	14,927,920	16,231,276	17,837,727	1,606,451
控 除 財 源	—	—	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	4,144,517	12,263,150	12,866,200	14,582,177	1,715,977
事 業 の 規 模	10,562,537	9,652,324	8,791,614	9,738,523	946,909
資 金 不 足 比 率	— (△ 39.2)	— (△ 127.0)	— (△ 146.3)	— (△ 149.7)	— △ 3.4

モーターボート競走事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	令和元年度	令和2年度 ①	令和3年度 ②	増 減 ②-①
流 動 負 債	1,751,133	2,589,733	3,575,630	985,897
控 除 企 業 債 等	—	—	—	—
控 除 未 払 金 等	—	—	—	—
算入地方債現在高	—	—	—	—
流 動 資 産	10,980,961	11,942,325	12,924,559	982,234
控 除 財 源	—	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	9,229,828	9,352,592	9,348,929	△ 3,663
事 業 の 規 模	41,862,812	50,000,470	58,260,194	8,259,724
資 金 不 足 比 率	— (△ 22.0)	— (△ 18.7)	— (△ 16.0)	— 2.7

注：平成24年度は特別会計（競艇事業費会計）で経理

イ 法非適用企業

- 資金の不足額 = 歳出額 + 算入地方債の現在高 - (歳入額 - 翌年度に繰り越すべき財源) - (解消可能資金不足額)
- 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

地方卸売市場事業費会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	令和元年度	令和2年度 ①	令和3年度 ②	増 減 ②-①
歳 出 額	375,565	288,009	301,859	281,739	△ 20,120
算入地方債現在高	—	—	—	—	—
歳 入 額	617,629	421,330	423,180	406,578	△ 16,602
翌年度繰越財源	—	—	—	—	—
資金の剰余額	242,064	133,321	121,321	124,839	3,518
事業の規模	340,940	258,004	254,442	247,088	△ 7,354
資金不足比率	— (△ 70.9)	— (△ 51.6)	— (△ 47.6)	— (△ 50.5)	— △ 2.9

2 類似都市の財政指標等

(1) 財政指標等（令和2年度決算数値）

（単位：人・km²・%・百万円）

区 分	尼崎市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	東大阪市	姫路市	西宮市	
人口（2年国勢調査）	459,593	401,558	385,567	352,698	397,289	493,940	530,495	485,587	
面積	50.72	36.39	36.09	105.29	65.12	61.78	534.56	99.96	
健全化判断比率	実質赤字比率	△ 0.44	△ 4.38	△ 0.57	△ 0.88	△ 2.12	△ 2.87	△ 3.95	△ 4.85
	連結実質赤字比率	△ 39.36	△ 25.80	△ 13.63	△ 22.10	△ 19.03	△ 16.77	△ 17.09	△ 16.25
	実質公債費比率	10.9	3.1	△ 2.1	△ 0.4	△ 0.4	6.3	2.9	4.1
	将来負担比率	51.4	△ 11.8	△ 40.0	△ 123.9	△ 25.1	△ 6.3	0.9	6.3
財政力指数	0.84	0.91	0.99	0.81	0.80	0.77	0.89	0.96	
経常収支比率	97.4	90.8	95.2	92.2	95.7	96.3	87.2	97.3	
一般会計等歳出総額	258,034	199,392	180,666	164,662	189,605	256,074	285,146	234,279	
標準財政規模	101,766	86,711	75,206	70,358	79,525	111,085	122,771	97,788	
地方税収入	79,557	70,090	67,725	50,499	56,214	77,710	96,685	87,653	
地方交付税収入	12,499	6,704	1,072	10,654	12,561	20,160	12,983	2,783	
地方債収入	17,252	8,711	9,315	5,592	14,942	11,259	26,072	15,587	
うち臨時財政対策債	6,545	5,653	1,700	2,000	5,479	7,328	5,867	3,764	
人件費	29,319	26,580	25,589	20,749	21,324	27,563	35,131	36,227	
扶助費	76,042	54,604	41,202	38,183	46,573	75,405	57,603	53,525	
公債費	25,947	9,698	5,584	8,199	10,098	20,371	19,622	14,391	
うち元金償還額	24,699	9,324	5,268	8,092	9,614	19,645	18,381	13,572	
投資的経費	20,087	8,063	16,420	16,306	19,105	10,737	52,281	22,537	
うち単独	10,512	5,756	11,907	6,917	7,798	7,034	31,062	16,621	
一般会計等地方債現在高	224,923	87,473	74,557	47,537	111,037	193,826	208,796	138,666	
標準財政規模で規模補正した地方債現在高	224,923	102,661	100,888	68,757	142,092	177,565	173,074	144,307	
充当可能基金	39,408	22,746	38,644	37,810	33,335	33,737	53,946	34,015	
一般職員等	2,898	2,393	2,551	2,047	2,159	2,774	3,665	3,287	

注：総務省ホームページ、「決算カード」及び各類似都市への照会により作成した。

(2) 将来負担額等（令和2年度決算数値）

（単位：％・百万円）

都 市 名	将来負担比率	標準財政規模	将来負担額	充 当 可 能 財 源 等	純 負 担 額	市 民 1 人 当 た り 純 負 担 額（千円）
尼 崎 市	51.4	101,766	273,153	226,644	46,510	101
豊 中 市	△ 11.8	86,711	144,110	153,475	△ 9,365	△ 23
吹 田 市	△ 40.0	75,206	112,784	140,524	△ 27,740	△ 72
高 槻 市	△ 123.9	70,358	74,337	151,928	△ 77,591	△ 220
枚 方 市	△ 25.1	79,525	161,337	178,894	△ 17,557	△ 44
東大阪市	△ 6.3	111,085	311,137	317,195	△ 6,058	△ 12
姫 路 市	0.9	122,771	272,844	271,883	961	2
西 宮 市	6.3	97,788	198,978	193,419	5,559	11

(3) 健全化判断比率等の推移（規模補正後の類似都市平均値との比較）

（単位：％・百万円）

項目	年度 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (尼崎市のみ)
	実質赤字比率	尼崎市	△ 0.35	△ 0.32	△ 0.44
類似都市		△ 2.80	△ 2.83	△ 2.80	
一般会計等実質収支額	尼崎市	355	322	458	2,859
	類似都市	2,507	2,538	2,858	
連結実質赤字比率	尼崎市	△ 43.16	△ 40.69	△ 39.36	△ 41.84
	類似都市	△ 16.11	△ 16.59	△ 18.67	
連結実質収支額・ 資金剰余額	尼崎市	43,165	40,926	40,064	107,478
	類似都市	15,188	16,687	19,002	
実質公債費比率 (3か年平均)	尼崎市	12.9	12.1	10.9	9.7
	類似都市	1.7	1.5	1.9	
実質公債費比率 (単年度)	尼崎市	11.3	11.6	9.8	7.6
	類似都市	3.0	1.6	2.5	
元利償還金の額 (特定財源控除後)	尼崎市	18,004	18,311	17,251	16,084
	類似都市	8,436	8,505	9,262	
算入公債費等の額	尼崎市	11,744	11,408	11,454	11,678
	類似都市	10,382	11,758	11,451	
将来負担比率	尼崎市	88.2	67.6	51.4	36.3
	類似都市	2.4	1.7	1.0	
将来負担額	尼崎市	291,715	280,916	273,153	258,855
	類似都市	198,562	198,329	193,428	
一般会計等地方債残高	尼崎市	245,497	232,371	224,923	210,604
	類似都市	130,714	130,770	129,906	
充当可能財源等	尼崎市	213,797	220,627	226,644	224,024
	類似都市	221,670	223,919	219,456	
充当可能基金	尼崎市	26,310	33,868	39,408	41,909
	類似都市	38,726	40,981	41,051	
標準財政規模	尼崎市	99,998	100,574	101,766	107,478
	類似都市	89,548	89,701	91,921	

注：各比率及び標準財政規模以外の類似都市の数値は、標準財政規模で規模補正した数値の単純平均値である。

3 中核市の健全化判断比率の一覧（令和2年度決算数値）

実質赤字比率（％）			連結実質赤字比率（％）			実質公債費比率（％）			将来負担比率（％）		
1	那覇市	△ 11.29	1	下関市	△ 42.32	1	吹田市	△ 2.1	1	高槻市	△ 123.9
2	越谷市	△ 10.62	2	尼崎市	△ 39.36	2	八王子市	△ 0.9	2	寝屋川市	△ 90.3
3	福島市	△ 9.01	3	いわき市	△ 36.49	3	岡崎市	△ 0.6	3	豊田市	△ 61.3
4	岐阜市	△ 8.98	4	那覇市	△ 35.80	4	高槻市	△ 0.4	4	福山市	△ 53.4
5	郡山市	△ 8.69	5	岡崎市	△ 35.56	5	枚方市	△ 0.4	5	吹田市	△ 40.0
6	川口市	△ 8.44	6	倉敷市	△ 34.19	6	寝屋川市	△ 0.3	6	柏市	△ 33.4
7	佐世保市	△ 7.67	7	八戸市	△ 32.30	7	福島市	1.1	7	大津市	△ 32.7
8	岡崎市	△ 6.86	8	福山市	△ 31.85	8	福山市	1.6	8	枚方市	△ 25.1
9	水戸市	△ 6.67	9	松山市	△ 30.49	9	大津市	1.7	9	岡崎市	△ 23.7
10	倉敷市	△ 6.67	10	柏市	△ 30.47	10	船橋市	1.9	10	豊中市	△ 11.8
11	豊橋市	△ 6.40	11	長野市	△ 30.32	11	豊田市	2.3	11	八王子市	△ 10.8
12	柏市	△ 6.27	12	岐阜市	△ 29.70	12	柏市	2.5	12	郡山市	△ 8.2
13	川越市	△ 6.17	13	山形市	△ 28.91	13	姫路市	2.9	13	岐阜市	△ 6.4
14	いわき市	△ 5.86	14	長崎市	△ 28.22	14	鹿児島市	3.0	14	東大阪市	△ 6.3
15	豊田市	△ 5.86	15	郡山市	△ 28.21	15	豊中市	3.1	15	佐世保市	△ 0.6
16	八王子市	△ 5.58	16	大津市	△ 28.10	16	郡山市	3.2	16	姫路市	0.9
17	高崎市	△ 5.44	17	秋田市	△ 27.62	17	明石市	3.4	17	八尾市	3.3
18	山形市	△ 5.03	18	豊橋市	△ 27.27	18	久留米市	3.5	18	西宮市	6.3
19	長野市	△ 4.99	19	金沢市	△ 26.43	19	長野市	3.6	19	いわき市	9.4
20	福井市	△ 4.92	20	川越市	△ 25.98	20	倉敷市	3.7	20	宇都宮市	9.9
21	西宮市	△ 4.85	21	豊中市	△ 25.80	21	豊橋市	3.8	21	川口市	11.4
22	八戸市	△ 4.79	22	盛岡市	△ 25.13	22	岐阜市	4.1	22	福島市	14.7
23	松江市	△ 4.79	23	横須賀市	△ 23.99	23	八尾市	4.1	23	越谷市	20.0
24	大津市	△ 4.60	24	高崎市	△ 23.50	24	西宮市	4.1	24	久留米市	23.7
25	前橋市	△ 4.44	25	福井市	△ 23.27	25	佐世保市	4.3	25	船橋市	24.3
26	呉市	△ 4.43	26	佐世保市	△ 22.40	26	宇都宮市	4.4	26	明石市	25.5
27	豊中市	△ 4.38	27	鹿児島市	△ 22.10	27	金沢市	4.8	27	倉敷市	31.2
28	鳥取市	△ 4.17	28	高槻市	△ 22.10	28	高崎市	4.9	28	横須賀市	31.8
29	姫路市	△ 3.95	29	八尾市	△ 22.07	29	川口市	5.0	29	大分市	36.6
30	横須賀市	△ 3.76	30	寝屋川市	△ 21.74	30	大分市	5.2	30	鹿児島市	37.3
31	宮崎市	△ 3.56	31	福島市	△ 21.61	31	川越市	5.8	31	高崎市	40.2
32	寝屋川市	△ 3.55	32	豊田市	△ 21.41	32	東大阪市	6.3	32	長野市	42.8
33	青森市	△ 3.54	33	久留米市	△ 21.03	33	横須賀市	6.4	33	松山市	43.0
34	甲府市	△ 3.38	34	鳥取市	△ 20.82	34	函館市	6.4	34	函館市	46.1
35	金沢市	△ 3.36	35	甲府市	△ 20.32	35	宮崎市	6.8	35	豊橋市	46.4
36	鹿児島市	△ 3.36	36	枚方市	△ 19.03	36	甲府市	7.0	36	宮崎市	46.7
37	下関市	△ 3.23	37	川口市	△ 18.50	37	いわき市	7.2	37	金沢市	51.0
38	明石市	△ 3.22	38	松江市	△ 17.65	38	高松市	7.5	38	尼崎市	51.4
39	福山市	△ 3.22	39	水戸市	△ 17.44	39	山形市	7.6	39	甲府市	58.2
40	高松市	△ 3.16	40	越谷市	△ 17.14	40	越谷市	7.6	40	盛岡市	59.5
41	船橋市	△ 3.05	41	姫路市	△ 17.09	41	富山市	7.7	41	那覇市	65.0
42	大分市	△ 2.96	42	大分市	△ 16.95	42	松山市	7.9	42	前橋市	66.0
43	奈良市	△ 2.92	43	東大阪市	△ 16.77	43	前橋市	7.9	43	呉市	66.7
44	函館市	△ 2.91	44	宇都宮市	△ 16.75	44	呉市	8.1	44	福井市	67.3
45	旭川市	△ 2.91	45	西宮市	△ 16.25	45	長崎市	8.2	45	鳥取市	68.4
46	東大阪市	△ 2.87	46	明石市	△ 16.25	46	旭川市	8.2	46	川越市	69.7
47	長崎市	△ 2.74	47	宮崎市	△ 15.57	47	秋田市	9.1	47	高松市	74.5
48	富山市	△ 2.55	48	和歌山市	△ 15.47	48	水戸市	9.4	48	下関市	75.8
49	秋田市	△ 2.52	49	呉市	△ 14.45	49	那覇市	9.5	49	松江市	76.8
50	松山市	△ 2.39	50	奈良市	△ 14.45	50	八戸市	9.5	50	秋田市	77.6
51	枚方市	△ 2.12	51	高知市	△ 14.14	51	鳥取市	9.6	51	旭川市	85.8
52	和歌山市	△ 1.76	52	船橋市	△ 13.82	52	盛岡市	9.7	52	山形市	86.4
53	宇都宮市	△ 1.51	53	吹田市	△ 13.63	53	下関市	9.8	53	青森市	89.3
54	盛岡市	△ 1.46	54	青森市	△ 13.18	54	奈良市	10.3	54	長崎市	91.0
55	久留米市	△ 1.40	55	富山市	△ 12.96	55	福井市	10.4	55	奈良市	119.7
56	高槻市	△ 0.88	56	前橋市	△ 12.85	56	和歌山市	10.6	56	和歌山市	119.7
57	八尾市	△ 0.71	57	函館市	△ 11.33	57	尼崎市	10.9	57	富山市	124.8
58	高知市	△ 0.69	58	高松市	△ 8.42	58	松江市	11.2	58	八戸市	126.0
59	吹田市	△ 0.57	59	八王子市	△ 7.53	59	高知市	13.6	59	水戸市	129.4
60	尼崎市	△ 0.44	60	旭川市	△ 6.79	60	青森市	14.2	60	高知市	172.2
中核市平均 △ 4.37			中核市平均 △ 21.90			中核市平均 5.6			中核市平均 43.6		

注1：中核市は、令和2年度末現在で中核市の指定に関する政令（平成7年政令第408号）で指定されている都市である。

2：比率は、各市が公表しているもののほか、財政状況資料集等から算出したものを含む。

3：中核市平均は、尼崎市を除いた59市の単純平均値（表示単位未満四捨五入）である。

また、将来負担比率がマイナスとなる市については、ゼロとして算出している。

4 用語説明（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。

(2) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(3) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(4) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率である。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

※ 標準財政規模から算入公債費等を控除した額(将来負担比率において同じ。)

(5) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率である。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(6) 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業に係る会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(7) 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額を加算した額である。

(8) 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

(9) 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

(10) 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

(11) 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。